

**「規制改革ホットライン」規制改革要望  
【2022年度】**

No	提案事項名	提案の具体的内容	提案理由	規制の根拠(可能な範囲で) ①法律・政令が根拠 ②省令が根拠 ③他の制度が根拠 ④不明	具体的な根拠法令等	制度の 所管官庁
1	関税ボンドにおける法人保証人の押印	保険法第6条第2項および関税法施行規則第1条の17第6項第2号イにおける「押印」の取扱いの統一	<p>損害保険の証券では、保険者の代表者の(署名または)記名押印が必要とされている(保険法第6条第2項[参考1])。同様に、法人(=損害保険会社)による関税ボンド保証書面も、保証人の代表者の記名押印が必要とされている(関税法施行規則第1条の17第6項第2号イ[参考2])。</p> <p>上記の「押印」につき、前者は印刷刷り込みが認められている一方、後者は印刷刷り込みが認められておらず、現行実務上、保証証券に押印するという作業が必要とされている。</p> <p>働き方・生産性の観点から、上記相違を解消いただきたい。すなわち、損害保険証券と同様に、法人(=損害保険会社)による関税ボンドについても、押印を予め印刷刷り込みした保証証券(保証書面台紙)を用いることを認めていただきたい。</p> <p>[参考1]保険法 (損害保険契約の締結時の書面交付) 第六条 保険者は、損害保険契約を締結したときは、遅滞なく、保険契約者に対し、次に掲げる事項を記載した書面を交付しなければならない。</p> <p>2 前項の書面には、保険者(法人その他の団体にあっては、その代表者)が署名し、又は記名押印しなければならない。</p> <p>[参考2]関税法施行規則 (担保の提供の手続) 第一条の十七 6 令第八条の二第四項に規定する財務省令で定める書類は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める書類とする。 二 法第九条の十一第一項において準用する国税通則法第五十条第六号の保証人が法人である場合 次に掲げる書類 イ 当該保証人の保証を証する書面(当該保証人の代表者の記名押印があるものに限る。)</p>	②省令が根拠	保険法第6条第2項 関税法施行規則第1条の17第6項第2号イ	財務省
2	保険募集に係る説明書面の保険契約者等への電磁的提供方法の多様化	令和3年の保険業法施行規則・監督指針改正により、重要事項説明書(以下、「重説」という。)については、電磁的方法による情報提供が可能な方法が、従来の「メール・ダウンロード・CD-ROM」の3つから「顧客専用WEBページ閲覧・一般HP閲覧」を加えた5つに多様化されたが、重説と密接に関係するクーリング・オフ説明書の交付の方法については、従来の3つの方式に限定されているため、本書面においても電磁的方法の多様化を要望する。	<p>・保険会社向けの総合的な監督指針Ⅱ—4—2—2(2)②イ。に基づき、注意喚起情報として重説の中でクーリング・オフについて記載する必要があることから、保険会社は重説とクーリング・オフ説明書を一体化してお客様に交付している。</p> <p>・保険会社は、お客様がクーリング・オフ対象契約を選択する可能性を考慮して、重説にはクーリング・オフについて汎用的に記載している(保険期間1年超を選択する場合にはクーリング・オフ対象となるため、例えば自動車保険のように保険期間が1年以内の契約が大半である場合でも、お客様が保険期間1年超を選択する可能性を考慮して、重説にはクーリング・オフの説明を記載している)。</p> <p>・上述のとおり、お客様がクーリング・オフ対象契約を選択する可能性のある商品の重説を電磁的方法で提供する場合、情報提供については保険業法施行規則第227条の2第5項に基づき5つの方法が容認されるが、クーリング・オフ説明書部分は同規則第240条の2第1項に基づき3つの方法に限定されていることから、重説全体としては3つの方法により提供せざるを得ず、顧客利便性が損なわれている状況にある。</p> <p>・スマートフォンの普及など保険契約者を取り巻く情報通信技術は進展しており、クーリング・オフ説明書の交付の電磁的方法を多様化する対応が行われることを希望する。</p> <p>・上記の理由から、本件は昨年度に続き要望するもの。</p>	①法律・政令が根拠	保険業法第309条 保険業法施行規則第227条の2、第240条の2等	金融庁
3	同一人与信規制の対象である「保証」の定義についての緩和要望	<p>同一人与信規制(*)の対象である「当該同一人に対する債務の保証」において、「保険子会社の債務を対象とする保証契約」に係る規制を緩和することを要望する。</p> <p>(*) 保険会社の資産運用が特定の相手方に集中し、契約者に損害を及ぼすことがないよう、同一人に対する資産運用額は制限されている。保証の場合、貸付金と合算して同一人に対する与信額が総資産および合同勘定の3%を超えてはならないと定められている。</p>	<p>・2011年12月に公表された「保険会社のグループ経営に関する規制の在り方ワーキンググループ」報告書において、「保険子会社に対する与信のうち、まずは事業リスクの側面が強い株式の取得について、大口与信規制の対象から除外することが適当である。さらに、貸付けや債務の保証等のその他の与信については、株式に比べて信用リスクの側面が強いことも踏まえ、今後の運用の実態等も見ながら、問題がないことが確認された場合には、適用除外としていくことが適当と考えられる。」とされたことを受けて、株式については2012年7月に同一人与信規制から除外されたところ。</p> <p>・海外の保険子会社は親会社による債務保証(親会社保証)の存在を信用補完として、格付機関より親会社と同水準の格付けの適用を受けており、高格付けは、特に再保険事業の展開において他社対抗上、競争力の源泉となっている。</p> <p>・さらに、一般的に、海外の子会社に対する債務保証は、余剰資本の現地への滞留を回避しつつ効率的な運営を実現することにも資する取り組みであり、これは、グローバルなグループ経営に必要不可欠のもの。</p> <p>・近年の海外拠点の事業拡大による保険債務の増額や為替相場の振れ幅の大きさに鑑みると、親会社保証が与信限度額に達する可能性は高まっており、これに規制がかかる事態は、グローバル他社との競争上、日本社の不利を招くおそれがあることから、保険子会社への「債務の保証」の規制を緩和していただきたい。</p> <p>・上記の理由から、本件は昨年度に続き要望するもの。</p>	①法律・政令が根拠	保険業法第97条の2第2項、 保険業法施行規則第48条の3第1項第1号二、第2項第1号イ	金融庁
4	保険グループへのIFRSの任意適用の解禁	「2021事務年度 金融行政方針 コロナを乗り越え、活力ある経済社会を実現する金融システムの構築へ」の4.(4)③および2022年6月7日に閣議決定された「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画・フォローアップ」のフォローアップⅣ.4に掲げられている。会計基準の高品質化およびIFRS任意適用企業の拡大促進のため、IFRS第17号の確定に伴う適用時期に合わせ、保険および保険持株会社に対する各種規制(連結業務報告書・ディスクロージャー資料の作成・提出等)において、IFRS任意適用が可能となるように制度整備を行う。	<p>・保険および保険持株会社に対する各種財務報告については、保険および保険持株会社が日本基準に基づき連結財務諸表を作成することを前提としており、IFRSの任意適用を前提としたものとはなっていない。</p> <p>・このため、現状では、金融商品取引法および会社法に基づく連結財務諸表にIFRSを任意適用したとしても、保険業法に基づき作成・提出する連結業務報告書・ディスクロージャー資料等については引き続き日本基準で作成・提出せざるを得ず、多大な作成コストが生じる。</p> <p>・連結財務諸表の作成コスト負担が大きくなり、保険および保険持株会社のIFRS任意適用の阻害要因となる。</p> <p>・また、令和4年6月に公表された「経済価値ベースのソルベンシー規制等に関する基本的な内容の暫定決定について」においても、「日本基準に加えてIFRSに基づくバランスシートを出発点としたESRの算出を認めることを基本的な方向性としつつ、具体的な内容については、IFRSとESRの差異に留意しつつ、今後検討を深めていく」ことが示されている。</p> <p>・上記の理由から、本件は昨年度に続き要望するもの。</p> <p>・令和2(2020)年6月にIFRS17号が最終化され発効時期が令和5(2023)年に決定したため、これに向けた検討を要望したい。</p>	①法律・政令が根拠	保険業法施行規則第59条、第59条の3、第210条の10、第210条の10の2	金融庁

**「規制改革ホットライン」規制改革要望  
【2022年度】**

No	提案事項名	提案の具体的内容	提案理由	規制の根拠(可能な範囲で) ①法律・政令が根拠 ②省令が根拠 ③他の制度が根拠 ④不明	具体的な根拠法令等	制度の 所管官庁
5	道路運送法旅客自動車運送事業運輸規則に係る国土交通省告示503号の緩和措置について	<p>旅客自動車運送事業運輸規則に係る国土交通省告示503号は現状、旅客運送事業者自らが契約者となって、事業用自動車に損害賠償責任保険(共済)契約を締結する事が規定されている。</p> <p>昨今の車の所有・使用方法の変化を受けて、旅客運送事業用自動車においても、自動運転事業等において、車を車両提供者(※)からリースで借り受け、事業を行うことが見込まれる。</p> <p>この場合、車両提供者を保険契約者とする形態がより合理的である場合もあることから、旅客運送事業者ではない、車両提供者であっても、保険(共済)契約者となる事が可能となる規制の緩和を要望する。</p> <p>(※)リース会社を想定</p>	<p>・左記のとおり、旅客運送事業においても、車をリースで借り受けて事業を行うことも見込まれるため、この実態に対応する必要がある。</p> <p>・加えて、自動運転車両LV4車両が、旅客運送事業者がリースで提供された場合、自動運転車両を監視する遠隔監視センターは、旅客運送事業者ではない、車両提供者が担う可能性が高い。そして車両提供者の遠隔監視センターと保険会社の情報連携が、迅速かつ正確な事実確認・事故対応に有益となる(例:運転者が不在の為、初期対応、事故報告、事故映像、車載器データを遠隔監視センターより保険会社に提供する等)。このようなケースにおいては、旅客事業者ではなく、車両提供者を保険契約者とするのがより望ましいケースも想定される。</p> <p>・なお、国土交通省告示503号の趣旨は、被害者に十分な補償を担保する趣旨の規定と考えられるところ、本規制緩和要望が認められた後であっても、保険契約の締結主体が旅客事業者以外となるケースが発生するだけで、旅客運送事業者に対して課される補償最低限度額等を確保する義務は変わらず、被害者救済の確保の趣旨を没却させるものではないと考える。</p> <p>・については、旅客運送事業者ではない、車両提供者であっても、保険(共済)契約者となる事が可能となる規制の緩和を要望する。</p>	①法律・政令が根拠	旅客自動車運送事業運輸規則第19条の2の規定に係る、国土交通省告示503号	国土交通省
6	保険会社が保険業高度化等会社の議決権を取得する場合における独占禁止法11条の議決権保有制限の適用除外	<p>近年の保険業法改正により、保険会社の業務範囲規制の拡充がなされ、金融庁への届出又は認可申請の下で保険会社が「保険業高度化等会社」(保険業法106条1項16号)の議決権の10%超を保有することが認められたことを踏まえ、「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第10条第3項に規定する他の国内の会社から除くものとして公正取引委員会規則で定める会社を定める規則」(以下、10条3項による適用除外)について、「保険業高度化等会社」(少なくとも、保険業法施行規則第57条の3に規定する「一定の保険業高度化等会社」)を追加していただきたい。</p>	<p>・現行規制では、独占禁止法11条(以下、法11条)により、保険会社が一般事業会社の議決権の10%超を保有する場合、(同条各号に規定する適用除外事由に該当する場合を除き)あらかじめ公正取引委員会の認可を受ける必要がある一方、「金融関連業務を専ら営む会社等」については法11条の規制対象から外れ、一定の場合に限り事前届出義務が生じるといった緩和がなされている。</p> <p>・他方、保険業法改正で解禁された「保険業高度化等会社」は法11条の対象となるため、別途公正取引委員会の認可を受ける必要があり、迅速な事業展開を行うことのハードルが高くなっている。</p> <p>・法11条の趣旨は、保険会社等の議決権保有による事業支配力増大の有無や市場競争上の問題の発生のおそれの有無等について審査する必要があるためのものと認識しているが、一方で、平成13年度公正取引委員会年次報告によると、金融会社等(10条3項による適用除外)の範囲を確定するにあたっては、保険業法等との整合性を確保することに留意すべきであると記載されている。</p> <p>・この点、保険業高度化等会社は、その要件として「保険業の高度化等に資すること」等が求められているため、純然たる一般事業会社と異なり市場競争上大きな問題は生じないものと思われる。</p> <p>・また、特に「一定の」保険業高度化等会社は、金融庁の令和2年銀行制度等WG報告(P7、17)において「金融業務との関連性」があること等を理由に認められたものであり、現行の「金融関連業務を専ら営む会社等」に準ずるものより捉えることができると考える。</p> <p>・以上より、保険業法改正を踏まえ改めて適用除外事項の見直しの検討をお願いしたい。</p>	②省令が根拠	<p>・独占禁止法10条3項、11条1項</p> <p>・私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第10条第3項に規定する他の国内の会社から除くものとして公正取引委員会規則で定める会社を定める規則</p>	公正取引委員会
7	提供先にとって個人情報に該当しないデータの取扱いについて	<p>外国にある再保険会社に対して、保険会社が提供先である再保険会社にとっては個人を特定できないようにした証券番号だけや緯度・経度データの情報のみを提供した場合には、施行規則第16条で定める基準に適合する体制を整備しているものへの提供としてもらいたい</p>	<p>損害保険会社では、持続可能な社会の構築に資するため、自然災害やサイバーリスクなど様々な社会課題に対する補償の提供を行っているが、経営の安定性の確保の観点から再保険を利用してリスクの分散を図っている。再保険会社は引き受けの判断を行う際や自然災害が発生した際などに、定量的なリスクの分析や保険会社が引受を行っている物件の集積情報などアンダーライティング情報として物件所在地の緯度・経度データを求めることがある。提供するデータは保険会社で契約者の氏名や住所などは削除するなど適宜マスキングを実施し、再保険会社において提供データだけで個人を特定できないようにしている。「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」に関するQ&amp;AのQ12-8では、委託契約において提供先が個人情報を復元しないことが定められている等の場合には基準適合体制を整備しているものと解すると示しているが、再保険契約においても同様の解釈を許容して頂きたい。</p>	①法律・政令が根拠	個人情報保護法第2条	個人情報保護委員会
8	確定拠出年金 企業型確定拠出年金制度における管轄厚生局の指導の統一化と標準的な企業型年金規約の提供	<p>・企業型確定拠出年金規約の承認審査について、管轄厚生局(全国8箇所)毎に指導内容が統一化されていない。例えば、過去に厚生局に承認された事業主掛金の設定方法について、異なる厚生局に申請し否認されるケースが生じている。厚生局によって見解が統一されていないため、各厚生局との交渉が複雑化している。</p> <p>・また同一の厚生局においても、過去に承認を受けた年金規約と同じ内容で申請して承認されない場合がある。</p> <p>・指導の結果作成される企業型年金規約の標準的な雛型がないことにより、厚生局、運営管理機関の間で相応の時間をお互いに費やししながら、確認作業を行っており、双方の業務効率化を目的として雛型の提供を要望するもの。</p>	<p>・過去に特定の地域を管轄する厚生局に承認された確定拠出年金制度を、他の厚生局が管轄する地域の事業主と策定し否認されるケースにおいては、両地域の事業主に不平等が生じないよう折衝・調整が必要になる。場合によっては否認された制度を変更する運営管理機関や事業主も存在することを懸念している。</p> <p>・企業型年金規約の標準的な雛型がないことにより、厚生局、運営管理機関の間で相応の時間をお互いに費やししながら、確認作業を行っており、働き方の観点より検討を求めているもの。なお、現在は各社毎に企業型年金規約を作成しているが、法改正等の都度、各厚生局との膨大な調整・確認作業が発生している。</p> <p>・個別に認められた制度内容(掛金設定方法など)については、企業型年金規約の雛型や指導内容にフィードバックし、他の厚生局・他の事業主においても円滑に承認いただくことを検討いただきたい。</p> <p>本提案は法律の変更は要しないものであり、厚生労働省から各厚生局への通知レベルで改善できるものではないかと考えている(雛型規約の提供は一定のロードはかかると思うが、実現は十分可能だと判断している)。</p>	①法律・政令が根拠	確定拠出年金法第3条、法令解釈通知等	厚生労働省

**「規制改革ホットライン」規制改革要望  
【2022年度】**

No	提案事項名	提案の具体的内容	提案理由	規制の根拠(可能な範囲で) ①法律・政令が根拠 ②省令が根拠 ③他の制度が根拠 ④不明	具体的な根拠法令等	制度の 所管官庁
9	確定拠出年金 企業の分割、統合、合併 時等が発生する場合の、 事業所追加対応の標準化	既に企業型確定拠出年金制度が導入されている企業において、企業の分割、統合、合併等で厚生年金適用事業所の追加が発生する場合であって、かつ企業型確定拠出年金制度を継承する場合であっても施行日2か月前に厚生局へ書類申請が必要となっている。この事前手続きを失念する事業主が散見されており、社会保険事務所で厚生年金適用事業所の追加を受け付ける企業に対して確定拠出年金制度の手続きを周知いただきたい。もしくは、上記のケースに限定して厚生局への届出要件を緩和(例:事後の届出)いただきたい。	近年、企業の分割・統合・合併が増加している中、運営管理機関である保険会社に連絡が来たタイミングでは厚生局への申請書類の提出期限である規約の施行日の2か月前に間に合わない事態が増加している。このようなケースにおいて本来であれば、厚生年金適用事業所が追加となったタイミングで確定拠出年金の企業型年金規約への事業所の追加手続きを行いたいが、止むを得ず断念しているケースが生じ、よって加入者にも資産形成の機会損失が生じている。厚生年金適用事業所の追加手続きを受け付ける社会保険事務所において企業型確定拠出年金を導入しているか否かを判別することは困難であると考え、追加手続きを受け付ける全ての企業に対して企業型確定拠出年金制度における留意事項を書面等で注意喚起いただくことで保険会社への連絡漏れが減少すると考える。 なお、このような確定拠出年金制度を導入している企業の分割・統合・合併において確定拠出年金制度を継承する場合には保護法益にも反しないものと考えられるため、このようなケースに限定して事後的な届出を認めることも検討いただきたい。	①法律・政令が根拠	確定拠出年金法第3条、 確定拠出年金施行規則第 6条	厚生労働省
10	確定拠出年金 「DC+DBの掛金合算管 理」からiDeCoの掛金除外	2024年12月に予定されるDC法改正の「DC+DB合算管理」において、DCの掛金額からiDeCoの掛金額を除外することを要望する。	2024年12月のDC法改正により「DCとDBの合算管理」が行われる予定だが、このDCの中にはiDeCoも含まれ、かつiDeCoには経過措置が適用されないこと、iDeCoの最低掛金額は月額5,000円であることから、iDeCoの掛金拠出が行えない加入者が発生することが考えられる。 22年度の法改正では、企業型DC加入者のiDeCo加入が年金規約の変更なしで可能になるなど、iDeCo加入を促進する法改正が行われる一方で、本改正によりiDeCoへの拠出、iDeCoを活用した将来資金の形成が出来なくなる第2号被保険者が発生する。 iDeCoは公的年金の補完及び個人の自助努力による老後の生活資金の安定形成を目的に促進されてきたものであり、DBの「他制度掛金相当額」の個人毎の算出、管理が困難な中では、「企業型DC+DB」のみを管理対象として、iDeCoは除外することが望ましいと考える。	①法律・政令が根拠	確定拠出年金法施行令及 び公的年金制度の健全性 及び信頼性の確保のため の厚生年金保険法等の一 部を改正する法律の施行 に伴う経過措置に関する 政令の一部を改正する政 令	厚生労働省
11	受給開始年齢基準の統一	現在60歳時点で加入期間が10年未満の場合、5段階に分けて受給開始年齢を後倒しにして遅らせている。新たに60歳以降の新規加入者は加入から5年経過後という規程ができた以上、全年齢についてこれを統一し、加入から5年経過後とする。	加入より一定の期間を積立・運用して年金資産の安定的な育成を図る目的ではあるが、今般60歳以降に新規加入する場合の一律5年規程ができたことで、50歳以上60歳未満で加入した者に不公平な扱いとなった。受給開始年齢を60歳以上かつ加入5年経過後に統一すべきと考える。 例:57歳で加入した場合、通算加入者等期間2年以上4年未満に該当し、現行の受給開始年齢は64歳(加入から7年後)。本提案では62歳(加入から5年後)。	①法律・政令が根拠	確定拠出年金法第33条	厚生労働省
12	資格喪失年齢引上げ時の 企業型DCの60歳超にお ける引出し要件の緩和	資格喪失年齢を60歳超に引き上げた事業所においても、加入者が60歳以上で受給開始可能年齢に達すれば受給を可能とする。	・現在企業型DCで資格喪失年齢を引き上げると、加入者である間は受給開始可能年齢に達しているにも関わらず受給することは出来ない。 ・このため、例えばある企業で資格喪失年齢を60歳から65歳に引上げる場合、60歳からの受給開始可能年齢の要件を満たし(あるいは満たす予定の)60歳からの受給を希望する者がいる場合は、この加入者の希望を容れて資格喪失年齢の引上げを断念するか、あるいはこの加入者の60歳からの受給を断念させ(受給は65歳からとさせて)、資格喪失年齢の引上げを行うこととなる。 ・こうしたことから、現状65歳への資格喪失年齢の引上げを躊躇する企業も多い。 ・なお、2022年施行の法改正により企業型の資格喪失年齢の引上げが70歳未満となるが、この改正においても上記と同様の問題があり普及促進の制約になると考える。 ・60歳以降の受給開始年齢については各加入者それぞれの老後の経済状況により柔軟に対応できるように、60歳以上で受給開始可能年齢に達した者については、企業型DCの資格喪失年齢の如何に係わらず受給開始を認め、受給後の継続拠出も認めるようにすべきと考える。	①法律・政令が根拠	確定拠出年金法第11条、 第15条、第33条	厚生労働省
13	iDeCoの拠出限度額の統一	iDeCoの拠出限度額について、第2号被保険者は企業年金の加入状況等に関わらず一律同額としたうえで、第2号被保険者と第3号被保険者についても一律同額(月額2.3万円に統一)とする。	・現在厚生労働省にて検討されている企業年金(企業型DC・DB)加入者のiDeCoの拠出限度額を月額2万円に統一する方針について賛成するが、制度をより分かりやすくする観点から、(企業型、DBの有無に関わらず)第2号被保険者全体で月額2.3万円に統一することを要望する。 ・上記により、第1号被保険者は月額6.8万円、第2号および第3号被保険者は月額2.3万円となり、普及促進を行うのに有益と考える。	①法律・政令が根拠	確定拠出年金法第20条、 第69条 確定拠出年金法施行令 第11条、第36条	厚生労働省
14	企業型DCのマッチング拠 出における事業主掛金上 限の撤廃	企業型DCにおける「加入者掛金の額は事業主掛金の額を上限」とする現行の規定を撤廃する。	・企業型DCにおいては、規約に定めることにより、加入者が自らも掛金を拠出することができる加入者掛金の制度(マッチング拠出)があるが、加入者掛金の額が事業主掛金の額を超えてはならないと制限が設けられている。公的年金の補完および自助努力による老後の所得確保を促進する観点から、マッチング拠出に関する金額の制限の撤廃を要望する。	①法律・政令が根拠	確定拠出年金法第4条、 第19条、第20条、第69条	厚生労働省

注意:No. 1の項目を2022年12月に追加要望しました。